

第2回 東京都児童福祉審議会専門部会
(新たな社会的養育推進計画の策定に向けた検討)

議事録

1 日時 令和6年8月6日(火) 18時00分～20時03分

2 場所 都庁第一本庁舎42階北側 特別会議室B

3 次第

(開会)

1 議事

(1) 新たな計画の構成案

(2) 計画記載事項ごとの検討

目標1 当事者である子供の権利擁護の取組の充実

目標2 困難を抱える妊婦や支援が必要な家庭を支える取組の充実

目標3 家庭と同様の環境における養育の推進

(閉会)

4 出席委員：

新保部会長、横堀副部会長、掛川委員、木村委員、齋藤委員、左近士委員、高田委員、
田中委員、都留委員、能登委員、古川委員、増沢委員、宮原委員、武藤委員、米山委
員(オンライン)、柏女委員

5 配布資料

【資料】

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿

資料2 第1回児童福祉審議会専門部会 委員意見・都の考え方

資料3 新たな社会的養育推進計画の構成案

資料4 計画記載事項ごとの検討

資料5 齋藤委員事前提出資料

資料6 都留委員事前提出資料

資料7 武藤委員事前提出資料

資料集 国通知、次期社会的養育推進計画策定要領全体等

開 会

午後 6 時 0 0 分

○企画課長 少し遅れている方がいらっしゃいますけれども、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、またお暑い中、御出席をいただきましてありがとうございます。

私、事務局を務めさせていただきます福祉局子供・子育て支援部企画課長の吉川と申します。よろしくお願いいたします。

着座にして失礼いたします。

開会に先立ちまして、委員の御出席について御報告させていただきます。

本日は、中板委員から所用のため欠席との御連絡をいただいております。また、米山委員が今、少し遅れていらっしゃるようですが、そのほかの委員の皆様お揃いですので、定足数に達していることを御報告させていただきます。

次に、本日の会議資料についてでございますが、お手元のタブレットで御覧いただけますので、御確認をお願いいたします。

次第に記載のとおり資料 1 から資料 7 までと、資料集がございます。委員の皆様は事前にお送りした資料から、資料 7 が追加になっております。資料 5、資料 6、資料 7 につきましては、それぞれ齋藤委員、都留委員、武藤委員から御提出いただいた資料でございます。「統合版第 2 回専門部会資料」のファイルを基に御説明を進めていきますので、個別資料ごとに分けたファイルや資料集は必要に応じて御覧ください。

タブレットの操作方法につきましては、お手元に配付しております「ペーパーレス会議システム 操作方法」を御参照ください。前の画面に戻る場合は、画面上をタップすると左上に「戻る」ボタンが表示されますので、そちらをタップしていただきますようお願いいたします。タブレットについて不具合、不明点などがございましたら、周囲に控えております職員へお声がけいただければと思います。

なお、本部会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願いいたします。

本日、オンラインで傍聴されている方もいらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

また、委員の皆様、御発言に際しては挙手をいただくようお願いいたします。

それでは、ただいまから第 2 回東京都児童福祉審議会専門部会を開催いたします。

この後の進行は新保部会長にお願いいたします。

○新保部会長 それでは、早速会議に入らせていただきたいと思います。

本日はお集まりいただき、ありがとうございます。

先日の第1回専門部会では、新たな社会的養育推進計画におけるパーマネンシー保障の考え方や計画の理念、目標など全体の枠組みについて御議論いただきました。今回と次回
の部会では、計画の記載事項ごとに今後の方向性などを議論し、新たな計画に盛り込む内容を整理してまいりたいと思います。

まずは事務局から資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 議論に先立ちまして、前回の部会で委員の皆様からいただいた御意見について、都の考え方を御報告させていただきます。また、資料3として、本日御議論いただく前提で構成案を御用意しましたので、そちらも御説明させていただきます。

まず、資料2でございますが、こちら全ての説明は割愛させていただきます。

前回、計画全体のお話やパーマネンシー保障についてお話がありました。8番にございますとおり、パーマネンシーを進めていくためには子供ごとのアセスメントが大事である、児童相談所の役割であるという御意見や、9番にありますとおり、家庭や代替養育を徹底的にサポートするシステムなしにパーマネンシー保障に依存することは危険であるといった御意見をいただいております。

また、代替養育が必要な児童数の推計についても多くの御意見をいただいております。本日はこの部分については議論の対象になっておりませんが、引き続きいただいた御意見を踏まえて検討していきたいと思っております。

5ページです。

家庭支援事業についても今回、新たに盛り込むことになっておりますが、親子一緒にの支援が必要であるとか、母子生活支援施設の活用等についても御意見を頂戴しております。また、里親委託率につきましても色々と御意見を頂戴しておりますので、御覧いただければと思います。

続きまして資料3、構成案でございます。

左側が現行計画の構成、右が今回新たに作成する新計画の構成案となっておりますが、赤い部分が今回、追加・変更を考えているところでございます。

まず、新計画の構成案の第3章を御覧いただきますと、1番「当事者である子供の権利擁護の取組の充実」ということで、新規で見出しを追加しております。続きまして2番「困

難を抱える妊婦や支援が必要な家庭を支える取組の充実」ということで新たに2点、「(1) 支援を要する妊産婦を含む子供や家庭に対する支援体制の構築及び予防的支援の充実」「(2) 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の考え方に基づく児童相談所のケースマネジメント」を追加しております。

3番は、現行計画に引き続き「家庭と同様の環境における養育の推進」ということで、ここでは里親制度の普及、里親に対する支援、特別養子縁組に関する取組の推進、引き続きこちらに盛り込んでいきたいと思っております。

4番、こちらも現行計画に引き続き「施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」といたしまして、今回、新たに3つ目に「(3) 障害児入所施設における支援」を追加しているところでございます。

5番「心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実」ですが、こちらの項目は、現行計画では2番「施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」の「(2) ケアニーズが高い子供に対する専門的ケアの充実」として記載しておりました。今回は目標を個別に立てまして、5番「心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実」と掲げております。

こちらでは2点、1点目は「(1) 施設における専門的なケア」、2点目は「(2) 児童相談所における専門的なケア」を記載していきたいと考えております。

6番は「社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援」こちらも現行計画に引き続き項目立てをしておりますが、施設退所後の自立支援の充実ということで、こちらの記載を充実していきたいと考えております。

7番「児童相談体制の強化」でございます。こちらも引き続きの項目となっておりますが、記載の内容を2点項目立てしております。1つ目は「(1) 都児童相談所の体制強化」、2点目が「(2) 都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組」ということで、(1)につきましては、現在、東京都では管轄人口の見直しにより児童相談所の設置を検討しているところでございます。こういった体制強化や、(2)としましては、都と区の児童相談所を含めた区市町村と一体的に相談体制を構築していくため、今年度から取り組んでおります児童相談センターに設置している総合連携担当の機能なども含めて記載していきたいと思っております。

8番「一時保護児童への支援体制の強化」こちらは引き続きの項目になっておりますが、「(1) 一時保護所の体制強化」といたしまして、昨年度末、国が内閣府令で定めた「一

時保護施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、都としても条例を制定しつつ保護所の体制強化を図っていきたいと考えておりますので、こちらの充実について記載したいと思っております。

9番として「子供と子育て家庭を支える専門人材の育成」ということで、これまで明確に項目出しをしていませんでしたけれども、新たに項目出しをして、目標として掲げたいと考えております。

構成案については、以上でございます。よろしくお願いします。

○新保部会長 御説明ありがとうございました。

ただいま新たな計画全体の構成案について、事務局から御説明をいただきました。前回の部会で御確認いただいた9つの目標ごとに章立てをするというものであったかと思えます。

これらの内容について、御質問、御意見などがございましたらどうぞお願いいたします。

○武藤委員 8番の「一時保護児童への支援体制の強化」で、ここでは一時保護所の体制強化を中心にしながら項目立てをされているのですが、時代とともに、この五年十年を考えると、もう少し地域で施設だとか里親等で一時保護という部分ができる方策といますか、そういうものも考えていかなければいけないのではないかと考えています。項目を別にするかは別にして、検討項目に入れていただけるといいかなと思いましたので、意見させていただきました。

○新保部会長 事務局としては、いかがですか。

○企画課長 ありがとうございます。その方向で記載できるように、工夫したいと思っております。

○新保部会長 ほかに、いかがでしょうか。

○増沢委員 この項目それぞれに予防的支援、施設、里親、一時保護といったことが書かれているのですが、今、子供たちの、特に代替養育や保護される要保護児童の子供たちの状況を見ると、結構居場所が変わっていくケース、つまり措置変更のケースが多いと思うんですね。里親から施設とか、一時保護所から施設に行くのもそうですけれども。

パーマネンシー保障を掲げているわけなので、私は、自立のときも含めて、移行期の支援をどうするかという視点を1本立てていただくことはできないのかなとすごく思っています。

それぞれの地域支援、それぞれの施設が専門性を挙げて関わる、それはとても大事なこ

とですけれども、やはり居場所が変わってしまうときに、子供たちにはものすごく大きな痛手になる。今、実はそのことが世界中の大きなテーマになっていて、分離や喪失を埋めるために、例えばある機関は入所してから退所するまでが一つの責任ということで一生懸命やられるわけですが、人生トータルに考えれば人生はつながっているわけで、その環境の変化に対する手当てをきちんと考えなければ本当の意味でのパーマネンシー保障から離れてしまうことにもなりかねないので、ぜひそこは1つ入れていただけないものかなと思います。

○新保部会長 本件について、ほかの方から何か御意見があったらお願いいたします。

今のは、2の「(2) 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の考え方に基づく児童相談所のケースマネジメント」のほかに何らかの記述を、もう一つ項目立てをしてほしいということのようです。

何か御意見があったら、賛成意見、修正意見、もっといい意見等があったらそれぞれお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

2の(2)の外側にどういう項目を出すことをイメージされていますか。

○増沢委員 パーマネンシー保障だけだと、非常に抽象度が高い話だと思うんですね。より家庭的な、また一貫した養育を長期にわたって提供する。しかし、それは、非常に努力していてもどうしても変わらなければいけない事態は起こるので、そのときに子供たちにどのような手当てをしていくのかは、確かにこの部分のパーマネンシー保障の中に入れ込んでいただくのもいいんですけれども、パーマネンシー保障に対して、皆の間で、認識が様々で一貫していない。おそらくこの専門部会の中でもそうではないかと思っていて、以前のパーマネンシー保障は、まず養子縁組が優先という意味であったのが、そうではなくて、やはりなるべく家庭養育優先で、そこを重視しようという話になった。

そして私は今、神奈川県でも社会的養育推進計画改定に係る委員なのですが、ここでは家庭養育優先の原則を基盤にしながらも、それだけではなくてアタッチメント対象との関係性を担保にして、次のアタッチメント対象と連携して、安心できる環境を構築し、トータルに人生の連続性を保証する。つまりそのときどきの支援対象たちがつながり、チームを組んできちんと支えていこうという理解をしています。そういうときに大事になるのは、やはり移行期だと思うんです。この移行期にはもう一つ、さっきの地域支援の話にも関連するのですが、地域から施設での一時保護になる、あるいはそこから施設入所になると、地域からすると子供が見えなくなるといったことはすごく起きている話で、

地域で関わってきた学校の先生や地域の方々、そして友達、そういった関係も切れてしまいがちです。そしてまた施設から地域に戻るときに「そんな子いたの？」みたいなことが起きていく。

そういう現実には、パーマネンシー保障の視点からは問題なわけで、それぞれの機関はなるべく今のよい関係を継続して、措置や措置変更といった環境の変化という移行期にはそれぞれの機関同士がきちんとつながって、重なり合うことが重要。では、どうしたら重なり合って支援できるのかというあたりをきちんと考えていくことがすごく大事ではないかというのが私の意見です。

それがこの中にきちんと入れればいいんですけども、項目を見ているだけでは非常に曖昧になっていくので、「移行期の支援」という言葉を明確に出して示していただければ嬉しいなと思います。

○新保部会長 示すとする、2の(2)後ろに(3)として入れるイメージですか。

○増沢委員 そうですね。

○新保部会長 入れるかどうか、事務局として御検討いただければと思います。

ありがとうございます。

ほかの御意見、いかがでしょうか。今は内容というよりも項目に関することが中心ですので、まず項目についてと考えますが、どうぞお願いいたします。

○掛川委員 項目のうち1番、「当事者である子供の権利擁護の取組の充実」につきまして、ほかの項目の大半は(1)(2)という形で個別の取組課題について表現していますが、1番と9番「子供と子育て家庭を支える専門人材の育成」については小項目が設けられておりません。9番につきましては項目がつくりにくいと思うのですが、1番につきましては、その後の解説の資料を拝見しましても、意見表明支援員についてや、意見聴取等の措置についてなど、一見似ているように見えるかもしれないけれども、取組としては全然違う内容のことが入っておりますし、子供の権利擁護の取組の充実を考えるのであれば、やはりここは小項目もきちんと立てていただいたほうが、より明確になるのではないかと思います。

それに関連して、この項目の部分で、いわゆる被措置児童虐待への対応については入るのでしょうか。もし入るのであれば、そこもきちんと項目を立てて対応していくことを明示することは大事ではないかと思います。

○新保部会長 2つ目の問いがよく聞き取れなかったんですけども、もう一度お願いして

いいですか。

○掛川委員 1 番の「当事者である子供の権利擁護の取組の充実」の中に、いわゆる被措置児童虐待への対応も含まれるのかどうかという点でございます。含まれるとすれば、その取組を適切に行うことについても明示していただくほうがよろしいかなと思います。

○新保部会長 1 番の「当事者である子供の権利擁護の取組の充実」というテーマについて、ここを項目分けしたほうがいいのではないかという御意見がありましたが、この件について、ほかの方はいかがですか。もう少し分けたほうがいいのではないかということ。

特に御意見はございませんか。

2 つ目の御意見は、被措置児童等についてのことが入るかどうか、ですか。

○掛川委員 被措置児童、つまり措置されている児童たちに対する虐待、権利侵害が、例えば施設職員や里親からなされた場合の対処、対応について、この権利擁護の取組の充実という項目に入れ込まれるべきなのか、ほかの項目のほうがよろしいのかよく分かりませんが、もしほかのところに盛り込む予定がないということであれば、1 番のところで適切に書いていただいたほうがよろしいのではないかと思います。

○新保部会長 事務局として何かお考えはありますか。

○子供・子育て計画担当課長 確かに被措置児童虐待についても、子供の権利を守るということで、きちんと事実確認をして調査結果については児童福祉審議会に報告した上で施設にも指導している状況ですので、そういった取組について計画に盛り込むことは必要かなと思います。事務局のほうで、項目立ても含めて検討させていただきたいと思います。

○新保部会長 よろしいですか。

○掛川委員 はい。

○新保部会長 ほかに、いかがでしょうか。

○柏女委員 オブザーバーをしております柏女です。

先ほどの増沢委員の移行期の支援、それから権利擁護、権利保障のところの被措置児童虐待など、いずれも大事な取組であると思っています。今の段階では取りこぼしが無いように項目を分けていくことが大事だと思いますので、できる限り、今のような移行期の支援や被措置児童等虐待もこの中に括弧書き、つまり注記しておいて、そして議論しながら、あまり項目立てが十分でなくて済みそうだということであれば後から削除しても間に合うのではないかとしますので、特に移行期の支援は増沢委員がおっしゃったようにとても大事なことだと思いますし、例えば子供が一時保護されますと要保護児童対策地域協議

会から削除してしまったり、あるいは施設入所した途端に要保護児童対策地域協議会から削除してしまうといったところが移行の期の支援の非常に大きな問題だとも思いますので、そうしたことを考えますと、これらは改めて項目立てをしておいて、そういうことを意識しながら議論していくんだというふうにしたほうがいいのではないかと思います。

○新保部会長 柏女委員から具体的な提案をいただきましたが、その方向でよろしいですか。
——ありがとうございます。

ほかに。

○武藤委員 1つ言い忘れました。

9番の「子供と子育て家庭を支える専門人材の育成」で、おそらく入っているとは思いますが、今、人材の確保さえできない実態がある施設が結構多いんですね。それから育成してもすぐ辞めてしまうということで、特に若い方々が虐待を受けた子供たちの試し行動で、もう一回二回で「私、この仕事無理かもしれない」と辞めてしまうという実態もあるので、「育成」ということで括れると思うのですが、確保と定着策も含めて育成というところを進めていただきたいと思います。

○新保部会長 その方向で進めていただければと思います。

ありがとうございます。

○横堀副部会長 私からは4番につきまして、項目を加えるということではないのですが、このように書いていただけるとありがたいという意見をお届けしたいと思います。

「施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」のところですね。国は施設の小規模化や地域分散化、家庭的な養育環境の推進、地域支援も含めた多機能化に向けたチャレンジを施設に促し、政策で牽引しているところであります。ただ、そもそも専門職が配置されている施設がこれまで本来的に果たしてきた養育の専門性とは一体どのようなものであったのかという確認なしに、これら新たなサービスメニューを加えることや形にフォーカスするだけで「こうなっていきます」「こうしていきます」と施設機能を見通すことは不十分ではないかと思います。そこで、施設が持ち、発揮していた専門性を確認しながら、これからの環境整備の方向性を見出していきたい、施設が果たしてきた養育の専門的な力量を確認した上で、さらにどういう方向に向かっていくことが今後求められているのかぜひ書き込んでいただきたいと思います。そのことを意見としてお届けします。

○新保部会長 項目については、これでよろしいということですか。

○横堀副部会長 はい。

○新保部会長 内容に関してのことですね。ありがとうございます。

どうぞよろしくお願いします。

ほかにごありますか。

なければ、先に進ませていただきたいと思います。

続いて、計画記載事項ごとの検討に入らせていただきたいと思います。

まず、事務局から進め方について御説明いただければと思います。

○企画課長 資料４に基づき御説明させていただきます。

先ほど資料３で構成案をお示ししましたが、本日と次回——第３回との２回に分けて項目ごとの御検討をいただきたいと思います。本日は、こちらに記載のとおり１、２、３の３つの目標を取り上げて意見交換、御意見をいただきたいと思います。

次のページをお開きいただきまして、次回——第３回専門部会での検討予定事項でございますが、目標４から目標９までの事項について御検討いただきたいと思います。次回、ボリュームが大変多くなっております。後ほど御相談させていただきたいと思いますが、検討に時間も要するかなと思っておりますので、次回については少し長めの時間で御意見をいただければと考えております。

○新保部会長 ありがとうございます。

御説明によりますと、目標１から目標３の記載事項についてまず議論を進めさせていただきたいと思います。

まずは目標１、次に目標２、目標３と記載項目ごとに区切って議論を進めてまいりたいと思います。

齋藤委員、都留委員、武藤委員には、各項目の議論の中で事務局による資料説明の後に私から御指名しますので、事前に御提出いただいた資料を基に御意見をお願いいたします。

では、事務局から目標１、「当事者である子供の権利擁護の取組の充実」の記載項目について、御説明をお願いいたします。

○子供・子育て計画担当課長 子供・子育て計画担当、平川より説明させていただきます。

資料は10ページ、「当事者である子供の権利擁護の取組の充実」でございます。

１つ目としましては、「子供の権利擁護に係る啓発」についてです。

まず、子供向けとしましては、小学生以上の措置児童につきましては児童福祉司から子供の権利ノートを配付しているところですが、本庁の権利擁護担当のほうでも３年で全児童養護施設に権利についての説明の訪問をしているところでございます。ただ、訪問先は

児童養護施設に限定している現状でございます。

2つ目としまして、幼児・障害児の措置児童につきましては、今年度から子供の権利を解説する動画や意見表明を補助するカードなどを活用した啓発を開始したところでございます。こちらにつきましては今後、より一層の推進が必要と考えています。

続きまして、一時保護児童についてですが、こちらは子供の権利ノートではなくリーフレットを配付して、権利について説明しているのですが、少し内容の拡充が必要な状況でございます。

大人向けには、児童相談所の職員、里親、施設職員等を対象にしまして被措置児童等の権利擁護に関する説明会を今年度から開催しておりまして、権利擁護の重要性や先ほど説明した幼児・障害児の措置児童向けの動画などの活用を周知しているところでございます。

また、施設等の第三者委員や意見箱の運用について、今後、好事例をまとめたものを作成して周知することで、取組の底上げを図っていく予定でございます。

2つ目、検討の視点の②です。こちらは「意見表明等支援員の導入」についての現状でございます。

今年度後半から、一部の一時保護所の入所児童と里親委託中の子供に対しまして、意見表明支援員による訪問、面談をモデル的に実施するところでございます。

3つ目としましては、「子供の権利擁護に係る環境整備」ということで、東京都では平成16年度から子供の権利擁護専門相談事業において、子供からの権利侵害等の相談について、弁護士等から成る専門員が公正・中立な第三者として子供と関係機関の間に立って助言・調整活動を実施してきました。今年度からは、措置等について相談を受けた専門員による調整後でも、子供が納得できない場合、子供本人が児童福祉審議会に申立てができる仕組みを整備いたしました。

続きまして、11ページを御覧ください。

1つ目の課題に関しては、権利擁護に係る啓発を充実していく予定でございます。

先ほど本庁の職員は児童養護施設しか説明訪問していませんと申し上げましたが、今後、対象を広げることや権利ノートの配付対象外である幼児・障害児向けにも東京都の本庁の職員が説明訪問してはどうかと考えています。

また、一時保護児童向けのリーフレットについても内容の拡充を行っていきたいと考えています。

職員向けの説明会も、今後、実施方法だとか内容も検証した上で、より多くの職員が効

果的に学べるようにしていきたいと思っています。

あとは当然ながら、好事例集の周知も図っていくということです。

意見表明等支援員ですが、こちら今年度はモデル実施ですが、検証を経て、今後、導入先を拡大していきます。

3つ目としましては、児童福祉審議会への子供本人の申立て制度です。こちらはまだ実績はありませんが、引き続き適切に周知しながら運用していきたいと考えています。

12ページです。

こちらは国が定める整備目標数の案でございます。

今後、調査や検討が必要なものもありますが、今現在、職員や子供自身への権利に関する研修の実績など、今年度から始めましたので、こちら書ける部分は記載している状況でございます。後ほど御参照ください。

説明は以上になります。

○新保部会長 ありがとうございます。

ただいま目標1について、現状の取組と課題を踏まえ、今後の方向性について御説明いたしました。

それでは齋藤委員、武藤委員の順番で、事前資料を基に御説明をお願いしたいと思います。

お1人3分程度でお願いいたします。

まず齋藤委員から、資料5に基づいて御説明をお願いいたします。

○齋藤委員 私の資料は26ページからになっておりますが、その1番のところをお話しさせていただきます。

ここには現状と意見として書かせていただきまして、特に国のほうで作られている資料と比較しながら作らせていただきました。

前回もお話しさせていただいたところですが、現状の中で一番気にしているところは、母子生活支援施設は親子で一緒にいることができる社会的養護の施設ではあるのですが、現在のところ多様な使い方ができる施設で、これから役に立つことがたくさんあるのではないかと考えているところです。しかし、現在のところ市区町村によってはDV専用の施設と誤解されていたり、限定的な利用の仕方が言われたりする部分がありまして、なかなか社会的養護の施設としての、社会的養護のところが社会養育的な視点を持った事業ができるとか、そうした範疇としての研修を受けることができるといったところが抜けやすい状況にあるのではないかと感じております。

そういうところで、ここに書いてありますように、説明会とか色々な物がこれから出てくるかと思いますが、そうしたときに私たちの母子生活支援施設も参加させていただきたいと思っているのが1点。

併せて、この資料には載っていないんですが、子供の権利擁護に係る啓発の権利ノートを作っていくということで、子供向けと大人向けというのが10ページにも載っておりますが、例えば母子生活支援施設ですと大人もいる状態になっていたり、また、これからのことを考えていくと、再統合とか親子関係再構築支援をしていく、親子が一緒にいることを前提とするときの子供と大人というところでの理解を考えていくと、大人向けが今現在は関係者になっていますけれども、親向けのものもあることによって、親子一緒に生活を見ていくという関係性の中での権利が考えられるようになっていくのではないかと思います。

なぜそう思ったかといいますと、現在、母子生活支援施設も権利擁護のノート等を作ろうと色々と試行錯誤しているところですが、子供の頃から権利侵害された経験をお持ちの保護者がたくさんいらっしゃる中で、自分たちが守られていなかったところでさらに子供だけが守られていくことを理解されない方も多くいらっしゃいまして、できれば一緒に生活する、一緒にいる大人に対しても、その視点を持った形での権利ノートを作っていたのではないかと思います。

○新保部会長　ありがとうございます。

御質疑は、武藤委員の御報告が終わった後にさせていただきたいと思います。

それでは武藤委員、お願いいたします。

○武藤委員　統一版でいきますと47ページ、一番最後のところですけども、書かせていただいています。

その48ページ目に「当事者である（里親や施設等の）子どもの権利擁護の一層の強化のために」ということで、3点だけ提案させていただいています。

1点は、子供の権利ノートですけども、やはり時代とともに子供が要望する内容等を含めて大分変化していますので、早急に子供の権利ノートを改訂したほうがいいのではないかと思います。この前、施設長会に東京都の方が来て、これについてはぜひ改訂したいという返事をいただいています。

子供の生活の状況も、スマホの使い方等も含めて、それからSNSの利用の仕方等も含めて、子供の権利を保障する具体的な中身が時代とともに大分変わってきているような気

がしますので、そこをしっかりと盛り込む権利ノートにしていきたいというのが1点。

それから、意見表明等支援事業について、アドボケイト制度の標準化ということです。

これは現在もそうですけれども、特別区でも、既に各施設だとか里親の意見聴取が始まっているところと全くそうでないところと、それから計画さえ立てていないところもあるということなので、東京都を一本化して、東京都のほうから提案してどこの地区でもやることを徹底していただきたいと思っています。

3点目ですけれども、意見表明したが実現に結びつかないと、子供たちは「言っても無理なんだな」となりますので、意見表明されたことがどう実現できているのかに関して、チェック機能というんですかね、そういうものも持っていないと、意見を言ってもそれが実現しないとなれば、子供たちの意見表明権を保障することにはなりませんので。

1つ挙げると、今、施設を選択したり里親を選択したりする部分が、東京都の中では一時保護や施設入所等に全く余裕がないものですから、どこでどう自分たちの生活を実現するかに関しての選択権みたいなものが事実上ないことになりますので、措置に関して子供たちの意見を聞いても、それが十分保障できなければやはり問題だと思いますので、社会的養護の多様な受皿という部分も含めてですけれども、実現するための方策という部分も検討しなければいけないのではないかと思います。

以上3点、よろしくお願ひしたいと思います。

○新保部会長　ありがとうございます。

それぞれの御報告、そして都の御説明について、委員の皆さんから御質疑ございましたらお願いいたします。

○古川委員　中野区の古川でございます。

今回の意見表明等支援員のことですけれども、中野区も、この意見表明等支援員は実施しているところでございます、今、中野区はたまたまいい団体に委託という形で実施させていただいているところでありますけれども、方々で色々話を聞くと、やはりこの意見表明等支援員になる方がなかなか養成されていない現実があるのではないかと受け止めているところでございます。

ですので、東京都の今後の方向性の中には「導入先拡大についての検討」と書かれているのですが、支援員を養成していく、そんな視点もこの計画の中に入れていただく必要があるのではないかと考えております。

これは質問ではなく意見でございます。

○新保部会長 大事な御意見ですね。ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

○掛川委員 武藤委員が出された補足の資料7の関係で、今、御説明いただいたうちの3番目、「(3) 意見表明の実現化への取り組みについて」のところで、一番最後に書かれているように形式だけの制度にならぬよう、十分機能しているかどうかのチェック体制をきちんと設けていただきたいと私も思います。

実はこの間、弁護士が支援したある児童が児童福祉審議会への不服申立てをしようとしたところ、受付の相談窓口のところで間違った対応をされてしまい、申立てができないという誤った教示がされてしまったということを耳にしております。結果的には、その児童のケースは区の児童相談所のケースだったそうで、確かに都の児童福祉審議会の対応ケースではないのですが、そのようなことは普通、子供自身は分からないと思います。

都の場合ですと、やはり区の児童相談所と都の児童相談所が並立しているような状況、それから今、移行期にあり、どのような状況になっているかを子供自身が知ることは非常に難しいと思います。そうしますと、やはり相談を受け付ける窓口の大人のほうが正確に理解していることもそうですし、子供自身、どこにどういう内容を伝えれば自分が苦情申立てをできるのかをできる限り具体的に分かるように、啓発パンフレットなどをより分かりやすく充実していくことが必要だと思います。

今回のケースはその後、誤解であったことが分かり、適切な対応が図られていると聞いておりますけれども、教訓として、やはりそういった課題が生じた事例を基に検証していただいて、より子供が意見表明しやすい制度にする必要があるかと思いますので、ぜひとも形式だけのものではなく、きちんと検証され、充実されることも計画に盛り込んでいただけるといいなと思っております。

○新保部会長 具体的な事案があったということ、本当に反省しなければいけないことですね。でも、起こりやすい、起こるだろうなということも考えさせられます。ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

○増沢委員 何度もすみません。

権利侵害の訴えをきちんとする仕組みをつくるのはすごく大事なことだと思います。それはもう本当にそのとおりで、権利ノートしかり、今の審議会への申立て制度の適切な在り方もしかりだと思います。

それが大事だということは前提で、一方で、例えば今の子供に関する色々な施策であるとかサービスであるとか、そういうことに対する子供からの提案、そういった場をつくっていくこともすごく大事で、自分が権利侵害されたことを訴えるだけではなく、もっと子供の視点で「東京都がこうなったらいいよ」とか、そのような意見を出していけるような場、そういったことも検討していただければと思います。

ただ、これをするときちゃんと意見の言える子だけが集まっていくということが起きるので、なかなか意見を言いにくい子供たちのエンパワーを一方で同時に考えることがすごく大事になることと、そういった意見を出せるような人たちをどう選ぶかという問題も非常に大きくなるのですけれども、そういったことも視野に入れてほしいなということ。

それから、やはりアドボカシーというのは参加の権利、決定時への参加ということなので、意見を聞く——例えば施設の自立支援計画ですよね、そういったことを子供と一緒にアセスメントしながら支援方針を考えていく、プログラムを考えていく、そういったことを推進していくことがすごく大事だし、それは児童相談所の措置のときに参画ということも、それはそうなのですけれども、もちろんかなわないこともあるわけで、そこはきちんと子供と話し合って、大人が一方的に決めないということがすごく重要だと思うので、何かその辺りがもう少し表れるようにしてほしいなということがもう一つ。

それから、いつも危惧するのは、意見表明等支援員ができると意見表明等支援員だけがアドボカシーの代表みたいな形になってしまっていて、では、ほかの大人は話を聞かなくていいのかというと、とんでもない話なわけで、やはりアドボカシーというと、今、この支援員のアドボカシーは独立アドボカシーですよね。一方、施設職員だってきちんと話を聞かなければいけない、里親だってきちんと話を聞かなければいけない、それは制度アドボカシーですよね。そして友達だって親だって意見を聞かなければいけない。それは非制度的アドボカシーやピアアドボカシー。そして一番重要なのは自分自身がきちんと意見を言うセルフアドボケートで、自分の意見を表明できるようにエンパワーすることが重要となる。独立アドボカシーの1つだけが一人歩きしないことがすごく重要ななと思います。

ただ、そういう認識が社会全体であまり持たれていないように思うんですね。やはり権利の問題は日本国民、我々のような大人も含めて、私はもう少し無知だと知るべきだとすごく思っていて、みんなきちんと意見を聞くんだと。色々な立場の人が聞くことで、子供には身近だから言えないこともあるし、逆に身近だからこそ話せることももちろんたくさんあるわけで、そういった子供の多様な意見を多様な形で受け止めるシステムがちゃんと

整っていくことが大事なわけです。

何かこういう推進計画を立てると一つの側面だけがぐっと進んでしまっ、そこがすごく怖い気がする、先ほど大人への権利擁護の研修というようなこともありましたので、そこは広く正しく、きちんと啓発、研修していく視点をどこかに出しておいてほしい、あるところだけがポンと飛び出ていってほかですごく無理なことが起きていくということがとく起きるので、そこだけは留意しながら進めてほしいと思います。

○新保部会長 大事な点、忘れないように推進計画の中に盛り込んでいきたいと思います。

ありがとうございます。

ほかは、いかがですか。

○横堀副部会長 検討の視点の①「子供の権利擁護に係る啓発」と③「子供の権利擁護に係る環境整備」に関しましてお伝えしたいと思います。その後、加えて、②「意見表明等支援員の導入」も含めて意見を述べてみます。

先ほどご説明いただきました子供の権利ノートの配付、説明訪問について、現状ではその対象は入所型施設だけに限定しているというお話ですが、都が措置する児童という点では、里親家庭に委託される児童について、同じ措置児童でありながらこの手続きと言いましょうか、プロセスがないというのは、やはり課題であると考えます。

家庭養育の中に措置される児童が施設で暮らす児童と同じ権利ノートを使うのは内容・項目等、少し無理があるのではと思いますので、ぜひとも新たに開発し、活用していただきたいと思います。ちなみに先行実践例としましては、情報としては既に都の関係者の方々にはお伝えしていますけれども、私が関わらせていただきましたものとして、二葉乳児院のフォスタリングの専門職チームによる学齢児版の、里親委託児童のための子供の権利ノート、それを活用するにあたっての里親向けのガイドブック、乳幼児向けの絵本スタイルの子供の権利ノート等が作成されています。よろしければそちらを御覧いただき、そういった具体例から要点を押さえつつ、都としての新たな形を作り、実際に動かしていただくことが今後に向けて求められていると思います。

一方、訪問型の子どもアドボカシーを想定した子供の意見表明促進の取り組みについては、家庭の中に子供を迎え入れることで精一杯の里親などですと、子供の「声」を聴く取り組みの導入が説明されたとき、「権利、権利と言われても私は一体どうしたらいいの」と、活動の意義と生活感覚との間にギャップも感じる場合もあると予測します。意見表明等支援員が里親家庭に入るとか施設に入るということで一番力を落としがちなのは、案外、

直接子供を養育している人なのですね。「私たちが信頼されていないから、こういう人がわざわざ派遣されるのではないか」とか、「私たちが子供の声を一番聴こうとしているのに、日常のその努力は酌み上げられていないのか」といった印象も、場合によってはもたれるようです。それは誤解でありますけれども、外部の人材が養育現場に入ることには、そういったインパクトをもたらす場合が大いにあることも考えておきたいことです。すでにうかがったご説明ではそういった養育関係者への権利擁護に関わる啓発の説明会をしておられるということでした。例えばそうした機会に、意見表明に関わることも抱き合わせで組み込み、養育の現場をエンパワーする実践を作っていくのはいかがかと思います。

それから、先ほど中野区の方のお話がありましたけれども、先行して区の児童相談所を立ち上げてこられた関係者から、子供の意見表明をめぐるアドボカシーの取り組みの成果と課題、意義等を聞き、要点を確認することをぜひしていただきたいと思います。いくつかの区の取り組みをお聞きしますと、意見表明等支援員を導入し、意図的に取り組みをされながら、成果や影響、課題・修正点等、多様な要点を実感している関係者がいらっしゃるようです。そこで、そういった方々からも状況を聞き、都としてどのように取り組みを本格化させていくか今後に向けて具体的検討をしていただけたらありがたいと思います。

○新保部会長 ありがとうございます。

先行事例からの学び、そして二葉乳児院などで現に作っていらっしゃるような実践事例の学びが必要だということを改めて感じております。

事務局としても、それらの事例を学ばせていただきながら決めていただければと思います。

すみません、時間が超過してきているので、次に移りたいと思います。

目標２、「困難を抱える妊婦や支援が必要な家庭を支える取組の充実」について、記載事項について都から御説明をお願いいたします。

○家庭支援課長 それでは、目標２の「（１）支援を要する妊産婦を含む子供や家庭に対する支援体制の構築及び予防的支援の充実」について、御説明させていただきます。

検討の視点は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実施・充実についてでございます。

児童虐待の被虐待児の年齢は、国の統計においても都の統計においても０歳児が一番多くを占めております。そうした中で、虐待の予防的支援の観点から、妊娠期からの継続的な支援について取り組んでいるところでございます。

国の改正児童福祉法によりまして、今年4月から区市町村におきましては、児童福祉部門と母子保健部門とが連携して支援を行うこども家庭センターの設置が努力義務となっております。都におきましてはそれに先駆けまして、予防的支援推進東京モデル事業によりまして、児童福祉と母子保健が共通のアセスメントシートを用いて合同会議により家庭の状況の情報共有を図りながら、対象家庭を定期訪問して支援のニーズを把握し、個別支援を行うという取組を令和3年度からモデル的に進めてまいりました。

そのモデル実施におきまして一定の成果が出ていることを踏まえまして、今年度よりここに記載のこども家庭センター体制強化事業として、国のこども家庭センターに職員を都として独自に加配するとともに、共通のアセスメントシートの提供や家庭支援に係る職員や管理職の人材育成のための研修支援、アドバイザー支援などを行っているところでございます。

また、その次でございますけれども、こちらは全ての子育て家庭に対する妊娠期から子育て期への支援を切れ目なく行うために、都としてとうきょうママパパ応援事業を実施しております。この事業では、妊婦の全数面接時や1・2歳時に育児パッケージ等を配付しまして全数面接の動機づけとなる取組を行うほか、国が区市町村に努力義務化しております産後ケアの実施や産前産後の相談支援となる産前産後サポート事業、そして家事・育児サポートの派遣などの取組を行っているところでございます。

また、その次でございますけれども、都としての妊娠相談ほっとラインの実施や区市町村における特定妊婦等への支援に係る職員の研修なども行っているところでございます。

さらに、虐待の未然予防や特定妊婦等に対するサポートを関係機関と連携して取り組む区市町村を支援している現状にございます。

次に課題でございますけれども、その下になります。

先ほど御説明しましたこども家庭センターを中心とした伴走型の寄り添い支援、今年から国が区市町村事業として開始しました家庭支援事業、特に支援が必要な妊産婦などについて、地域で関係しながらサポートする仕組みづくりといった取組を一層進めていく必要があると考えているところでございます。

14ページは、今後の方向性について記載しております。

1つ目はこども家庭センターの体制強化につきまして、全ての区市町村において取り組むよう、支援に取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目が、地域での切れ目のない支援体制の充実ということで、面談などの伴走型相談支援や母子などへの産後ケア、子育て家庭への家事育児サポーター派遣など、産後うつや乳幼児の虐待予防に資する取組を行う区市町村への支援を充実してまいりたいと考えております。

3つ目が、国が今年度から家庭支援事業を開始しましたが、虐待の予防支援の観点から、区市町村への支援の充実を検討してまいります。

そして次は、特に支援が必要な妊産婦への支援についてでございますけれども、支援が必要な妊産婦を地域で支えるネットワークを構築するとともに、民間事業者と連携した特定妊婦等への支援の充実を図っていきたいと考えているところでございます。

15ページが整備目標数でございます。先ほど御説明しました各事業の現在の取組状況を記載しているところでございます。

そして16ページになりますけれども、妊娠期から子育て期までの各ステージにおける支援策をまとめた資料です。縦軸は、支援のニーズの大きさに応じて対応している事業を表しているものでございまして、こちらも参考としていただければと思います。

続きまして17ページ、「（２）家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の考え方に基づく児童相談所のケースマネジメント」について御説明させていただきます。

まず、現状の取組でございます。

1つ目が、児童相談所の運営指針からの抜粋でございます。

児童相談所が要保護児童の通告を受け、措置によらない指導を検討した上で、結果として里親等への委託または児童養護施設等への措置を必要とする場合には、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、まずは里親委託等の中から子供の意見または意向や状況等を踏まえつつ、子供にとって最良の養育先とする観点から、代替養育先を検討する必要があるとされているところでございます。

児童相談所としましては、次の「ケースマネジメントの徹底」ということで記載している部分になりますけれども、その運営指針を踏まえた上で個々のケースを検討し、援助方針を決定しておりますけれども、その後の児童相談所のケースマネジメントとしましては、所内の定期的な進行管理会議におきまして個々の子供の状況を確認しながら、家庭復帰の可能性を見立てつつ、援助方針の見直しを検討しているところでございます。

また、各児童相談所に里親委託等推進委員会を設置しておりまして、児童相談所の職員のほか乳児院や児童養護施設職員も参加して、児童の生活状況等を踏まえて里親委託等の

可能性を検討しているところでございます。

そうした中で、3つ目の○が児童相談所の体制になりますけれども、各児童相談所に里親養育支援児童福祉司と非常勤の養育家庭専門員を配置しまして、地域の里親等への支援を行っているところでございます。

また、家庭復帰担当の児童福祉司と非常勤の家庭復帰支援員を配置しておりまして、家庭復帰の際の地域の関係機関との調整や復帰後の支援などを、ケースを持つ担当児童福祉司と協働して行っているところでございます。

次のページを御覧いただければと思います。

課題についてでございます。

今後、児童や親権者に対してきめ細かなケースマネジメントを行うためには、児童相談所の体制を一層強化する必要があると考えております。一時保護や入所措置等を行った子供が家庭に復帰し、地域で安心して暮らせるための援助には、関係機関の理解や支援の役割分担などの綿密な調整が必要であり、そこに時間を要することとなります。また、里親委託する際には、実親の同意など親権者に理解してもらう必要があることや、委託後に里親と実親へのきめ細かなフォローなども必要でございますため、一層促進していく上では児童相談所の専門職の増員などの体制強化が課題と考えているところでございます。

今後の方向性としましても、児童相談所における専門職の計画的な増員と家庭養育優先原則、パーマネンシー保障を徹底するマネジメント体制の強化を行うとともに、2つ目の「・」になりますけれども、各児童相談所における取組状況を定期的に共有し、進行管理する体制の確保といったところを検討していきたいと考えているところでございます。

次の資料が、整備目標等でございます。

国の指標では、児童相談所における体制整備が掲げられておりまして、先ほどお話しさせていただきましたとおり、今後、体制を検討してまいります。

また、里親施設等の平均措置期間につきましては、現在集計中につきまして現時点で示しできず、申し訳ございませんが、集計次第、掲載させていただきます。

以上でございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

続いて、目標2についての現状の取組と課題を踏まえて、今後の方向性について齋藤委員、都留委員、武藤委員から事前資料に基づいて御説明をお願いしたいと思います。

それぞれ3分を厳守をお願いしたいと思います。

まず、齋藤委員からお願いいたします。

○齋藤委員 27ページに書かせていただいております。

前提として、一番最初の妊産婦の話についてですが、母子生活支援施設というのは、児童福祉法ができてから「母子寮」という名前での部分は皆様、多くの方が御存じだと思いますが、それ以前から母子保護のような形で、母子家庭と妊婦の方たちのサポートも古くからやっていたということがあります。そうしたこともありまして、私たちの支援の中で、妊産婦が普通に入所に入ってくることは割と以前からあったんですね。

そうした状況の中で令和4年度に調査を行ってみたところ、様々な形での受入れをしていて、実際に調査をすると国の事業とか色々な、例えば東京都なら東京都といった形で調査をしてみると、この事業で妊産婦の受入れをやっているかとなるとなかなか件数が上がってこないんですが、実際にはそちらの図表にも載っておりますように、国の事業だったり都道府県の事業だったり市区町村の事業だったり、あとは本体の中での施設での受入れだったり——アレンジした形ですね。そのほかに私的契約も含めた形で、様々な方法で受入れしている実態が出てきております。

特に特定妊婦の利用が多いことと、ここの表には載っていませんが、それ以外にも単身妊婦の受入れ等も行ってきた実績がありました。

そうした中で、妊産婦の支援についてこのところ感じているのは、東京都もこれから妊産婦等生活援助事業の公募が始まることをつい最近知って、知ったときにはもう締切りが近い状態だったので私たちの業界で手を挙げるのは難しい状況があったのですが、今、懸念しておりますのは、様々なところが妊産婦の相談をやっていく中で、東京でやっていきますと色々な地域からの相談が、特にネットを中心とした形で出てくるので、そのところが、例えば市区町村レベルでの色々な事業に組み込むときに、市区町村レベルでは自分たちの地域の人たちを意識すると思いますし、相談のところでは色々な地域からの相談が出てくるので、そのマッチングを考えるようなもの、都内だけではなく、場合によると県等を越えた形での調整ということで今、色々なところで困られている状況があるので、その辺りのネットワークの構築をすることが重要なということ。

もう一つは、ショートステイとかそういうものもありますが、今、新しく親子ショートステイも出てきておりますので、出産した後の使い方も、もっともっと使えるようになっていくといいのではないかと思います。

それから、資料16ページにありますように、母子生活支援施設、今のお話にもありまし

たように子育て期のところから母子生活支援施設の図表が書かれているのですが、先ほどからお話ししたように妊産婦の時期から行っていますので、この辺りは修正していただけないかと思います。

もう一つの角度として、資料にとうきょうママパパ応援事業のことが書かれていて、先ほど説明もあったんですが、ここに載っていることはとても重要だと思うんですが、私から見ると、両方の親がいることを前提での出産に感じられて、例えば東京都でも「シングルママ・シングルパパくらし応援ナビTokyo」というのもありますので、そこをネット上でリンクできるような、情報について共有化できるようなことも考えていただけるといいのではないかと思います。

もう一つのパーマネンシー保障の話ですが、こちら資料に載せておりますが、このところ母子生活支援施設で再統合するケースというか、もともと施設に入る段階で一緒にいない児童がいて、後から入ってくるときにとか、入ってしばらくしてから再統合する世帯がどんどん増えてきております。そうしたことも踏まえて、親子関係再構築支援をしていくというところ、色々なところとつながりの、先ほど増沢委員がおっしゃっていましたように、ちょうど重要なときに切れ目になってしまうと、色々な情報も色々な子供たちへの支援も切れてしまうので、その辺りがしっかりとつながるような形でということと、そうした使い方も知っておいていただければと思ひまして、書かせていただきました。

以上です。

○新保部会長　ありがとうございました。

続いて都留委員、お願いいたします。

○都留委員　資料を準備してきました。資料6を見てください。

二葉乳児院施設長の都留と申します。

乳児部会、都内11か所ある乳児院の集まりになりますけれども、そこで里親支援専門相談員の方、また里親交流支援員の方たちが集まって、年に6回から7回会議を行っております。それぞれの施設での取組等をやっておるのですけれども、私のこの資料の後ろのほうに令和5年度の色々な実態がありますので、詳細は見ていただければと思います。

時間的には短いですので、私の書いたところで説明したいと思います。

今、入所定員としては1995年——平成7年から書かせていただいておりますが、令和3年、直近のところでは暫定定員として513名となっております。ただ、近年は、入所という児童の数は304名となってきていますし、一方で、一時保護という形で乳児院に入ってきている

ようなところがあります。今後、これから五年、十年を考えていったときにも、まだ一定数の500という数字は必要ではないかと考えております。

「乳児院が担ってきた家庭再統合について」ということでも書かせていただいております。

各施設色々な、11ある乳児院で特徴を持っていたりといったことはありますけれども、1996年——平成8年から家庭復帰の児童の数が、ほぼほぼ帰っていったようなケースとなる、60%から70%近くありまして、ここ2年ぐらいの間では60%近い家庭復帰率になっていることと、その他で里親の部分が、書き方が「里親・施設」となっていますけれども、これは逆で「施設・里親」で見いただければと思います。（子）と書いてあるのが養子縁組で、（家）と書いてあるのが養育家庭になります。

次のページを見ていただいて、里親委託に関してですけれども、このデータ、もうずっと取り組んでいるのですけれども、里親委託の候補に出してもすぐに行くところがなかなかないということになります。ここで言う里親の、希望するところがどうしても養子縁組の部分に多くなっているようなところがありますし、それはデータで見いただければ、養子縁組で行っているケースと養育里親で行っているケースが、それぞれの施設の部分で出してくているところになります。

候補者の、やはり保護者の同意を取ることが非常に難しい部分がありますので、これは引き続き、入所のときの同意等を取るときに、弁護士等の役割が非常に大きくなっていくのかなとは——以前から言われているところですが——と思います。

4番目は「乳児院の多機能化・高機能化の中で」と書いていますが、これは相談機能からアウトリーチの子育て支援まで、各施設がその地域の中で、乳児院ができることを模索しながら取り組んでいることになります。

地域のショートステイ事業は、「10の乳児院」と書きましたが、申し訳ありません、11の乳児院全てが今、ショートステイについては取り組んでいることになります。ただ、それぞれの地域の部分での差があったりはするのですけれども、トータルの数では、令和4年——2022年でいけば利用者は1,344人ということで、年々非常に増えてきているところにはなります。ですので、入所に代わる一時保護やショートステイといったところが非常に今、乳児院の役割として変わりつつある中で、里親委託をどのような形でやっていくかというところが、そのアンケート等を皆さんに読んでいただきながら検討していけたらいいなと思っております。

以上になります。

○新保部会長 都留委員、ありがとうございました。

続いて武藤委員、お願いいたします。

○武藤委員 先ほど資料7の1の説明をさせていただいたんですけれども、2の「虐待予防策のために支援が必要な家庭を支える取り組みの充実のために」ということで4ページにわたる資料を出していますので、御覧いただければと思います。

3点だけ提案させていただいています。

1つは、先ほど区や自治体間格差という部分でお話ししましたけれども、子育て支援のところでも、私たちは施設で主にショートステイだとか要支援ショートステイ等を受けているんですけれども、やはり自治体間格差が結構あって、費用をふんだんに用意してくださる自治体とそうでないところと格差があって、そこを埋める作業をしないと、地域子育て支援の中でも相当の格差になってしまっているのではないかと思います。

今日、資料の中に財源的な格差の一例を挙げておきましたけれども、ぜひそのところの手立てを東京都として、東京都が財政支援等も含めて、特に市部というんですか、三多摩地域というか、そういうところが非常に予算が少なくて十分な子育て支援策が実施できていない実態があるので、そこに対する施策といいますか、そういうものを充実させることが必要なのではないかということで、提案させていただいています。

施設側からすると、できれば国の、今、全国的に展開している児童家庭支援センターというのがあるんですけれども、それをぜひやりたいと思っています。これまでも東京都に要望してきたんですけれども、子供家庭支援センターとの関係があるのでなかなか難しいということで、今まで認めていないんですけれども、できれば試行的に施設にも児童家庭支援センターを認めて、そこで児童相談所及び子供家庭支援センターと十分連携を持ちながら、タッグを組んで子供家庭支援をやるようなシステムを試行してはどうかということで、提案させていただいています。

3つ目に、いずれにしろ人材の確保と育成が必要ですよということで、特に地域子育て支援に関わる人材の育成といいますか、そういう部分も東京都として十分やらないと、実態的な格差という部分が、財政的な格差もあるんですけれども、職員の育成格差というんですかね、そういうところで格差が生じているのではないかと思います。

今日、詳しく資料は入れていますので、ぜひ見ていただき、参考にしていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○新保部会長 それぞれ貴重な御報告、ありがとうございました。

時間が大分押しているなので、この討議は10分と限定させていただきたいと思いますが、どうぞ自由に意見交換をお願いいたします。

○能登委員 能登です。よろしくお願いいたします。

前回の委員会のときにもお話ししたんですけれども、里親に委託したい子供は施設からは結構出てきているのですけれども、なかなかそれが委託に至らないような状況の中で、里親委託等推進委員会の中に乳児院や児童養護施設の職員も参加して検討していくことは非常にありがたいことだと思うので、そこで検討いただければありがたいなと思います。

それから、里親養育支援児童福祉司とか養育家庭専門員というのは児童相談所に配置されていますが、その方とフォスタリング機関の方たちの業務分担というか、行動の分担みたいなものがはっきりしていないために、フォスタリング機関の機能が十分に生かされない状況があると思われます。その辺のところ、今後、児童相談所とフォスタリング機関の関係を明確にして里親に支援をしていただけるようお願いしたいと思います。

○新保部会長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

○古川委員 1点は「（１）支援を要する妊産婦を含む子供や家庭に対する支援体制の構築及び予防的支援の充実」のところですが、東京都はこれまで子供家庭支援センター、略して子家センという名前で、本当に市区町村における虐待予防や対応の体制を組んでいたかと思うのですけれども、今回この資料を見ると、どちらかというと、そこよりもこども家庭センターをメインに考えていらっしゃるのかなという印象を受けるのですが、東京都の中で今後、子家センではなくこども家庭センターのほうに徐々に施策の方向をシフトしていこうとしているのか、確認させていただければと思います。

もう一点は、「（２）家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の考え方に基づく児童相談所のケースマネジメント」の話です。

今後の方向性を見るとそれほど違和感はないのですが、現状の取組のところを見ると、いきなり里親への委託みたいな話から分析が始まっているのですけれども、表題に書いてある「家庭養育優先原則」がもともとはあると思うので、ケースマネジメントに関しても、例えば一時保護した児童や、在宅支援をどう充実させて家庭養育を優先させていくか、まさしく母子生活支援施設を活用しながら、そんなところも計画の中ではこの項に入るので

はないかと私は思っていて、ケースマネジメントも、今、措置していたり里親に委託しているケースの見直しではなく、今、在宅で支援している児童たちの支援をどう充実させてパーマネンシー保障をしていくのがここの項では大切になってくるのではないかと思っているのですが、そんなところも、今後の方向性とか課題を見ると、そこも含まれているのかなと思うんですが、そのスタート時点をもう少し計画の中で盛り込んだほうがいいのかと感じているところでございます。

○新保部会長　ありがとうございます。

事務局から御回答をいただこうと思いますが、関連して何かありますか。

○増沢委員　何度もすみません。

3点ほどあるのですが、まず、「（１）支援を要する妊産婦を含む子供や家庭に対する支援体制の構築及び予防的支援の充実」ということで、とうきょうママパパ応援事業、これはものすごく効果があって、やはり周産期から支援を厚くしていく。何か「特定妊婦です」とか「虐待した親子です」からスタートするのではなくはじめから、これはたしか25歳未満のひとり親家庭は、すべての家庭を支援するということだったと思うのですけれども、こういうことがスティグマにつながらない、素晴らしい予防的支援だと思うので、これは本当に誇りを持って進めてほしいと思います。

それから、齋藤委員がおっしゃったように、人生早期の分離体験というのは、パーマネンシー保障ということで考えるとやはり最後の手段なのですね。もちろんそうしなければいけないケースはあるわけですが、でも、そのときに可能な限り母子と一緒に支援できる体制をより拡充していったほしいなと思います。

そして、その後のこのパーマネンシーという――先ほど私もパーマネンシーに言及させていただきましたが、この書き方を見ると、やはり先ほどの「人生の連続性の保障」という書き方ではないなとすごく思うので、おっしゃったようにまず里親という書き方だし、家庭がはじめとしても分離したとしたら、そのときにそれまでの関係性をどう維持していくのか、そして施設や里親に行った後も、家族との関係を維持し、施設や里親との関係についても、その後の支援環境の中でどうつなげていくかが重要です。子供中心に家族、里親、施設職員など色々な支援者がちゃんとネットを組んで切れずに支援していくことがすごく大事な話になるので、そのことはもう少しこの書き方に出てほしいなと思います。

もう一つ、0歳児死亡とか心中事例等々を国で分析していくと、精神の問題を抱えている母親が結構多いんですね。こども家庭センターが母子保健と福祉の一体的な運営という、

これは非常に重要なことだと思いますけれども、精神保健福祉センターは都道府県の業務みたいなことになっている。ただ、今回、令和6年4月に法改正があつて、随分市町村や区に下りてきているはずなので、ここときちんとリンクし、精神保健と周産期支援が協働したシステムも視野に置いて早期支援を考えてほしいなということ。

それと、予防的支援というときに、それはもう人生早期の支援から開始することに全く異論はないんですが、そうはいっても途中から色々発生する問題があつて、やはり保育所や学校レベルで——実は文部科学省が令和2年に調査して、学力及び行動上の課題を抱えた子供が、特別支援ではなく通級学級に8.8%いるというんですね。それに対してほとんど支援の手が届いていない現状を文部科学省がはっきりさせているのですね。その8.8%の中には、もちろん純粋な発達障害の子供で特別支援に行かない子もいれば、養育上の問題があつてそういう状態になっているケースが私は、少なくともこの中の半数はいると思います。そうすると4%から5%。ところが、要保護児童として登録されているのは全児童の大体1.数%ですよ。だから、かなり見えていないケースがいるということ。

この前もぜひ現状把握してほしいとお話ししたんですが、そういった現状を把握するためには身近な支援者、つまり保育所や学校の先生ときちんと共同戦線を張っていくような、それは特に区のレベルでとても大事なことだと私は思います。

文部科学省のこの調査報告にも、福祉部門との協働がまだまだできていないんだということが反省として書いてありました。やはり福祉の側もきちんと協働を取っていくような支援をしていかないと、取りこぼしてしまう子供たちが現にいると思いますけれども、それに対する解決の手立てが見えてこないという話になるので、ぜひそういったことは今回の支援に、まずは子供の困難状況の把握についての取組等をこの社会的養育推進計画の中に入れ込んでほしいなと思います。

○木村委員 福生市のこども家庭センター、木村と申します。よろしくお願いします。

2点ございまして、虐待の未然防止という点で、妊娠届出面接というところで、初見ですのなかなか全てを話してくれないというところで、人間性の関係の構築という面で東京都が推し進めてくださっているとうきょうママパパ応援事業、こちらは面談の機会、そういう話してもらう機会を創出するのに非常に役立っております。ですから、こちらはさらなる充実、また継続をぜひお願いしたいと思います。

もう一点。先ほど増沢委員がおっしゃったとおり、母親、父親の障害の関係がすごく今、課題になっております。それで地域関係機関の連携というところで、私どものところも障

害のケースワーカーと同行受診をしたりといったことがかなり頻繁に出ております。それで障害の事業所とのつながりも相当出てきておりますので、障害関係との連携。

それから、学校と幼保というところも先ほど出てきたんですが、実は幼保のところが、毎日の送り迎えで必ず安否確認、見守りができるというところですのでごく重宝しているのですね。それで一時保護などのときも、もう幼保の迎えのときに押さえてしまうとか、そういうことも結構ありますので、そちらも少し注記していただければ幸いです。

○新保部会長 それぞれ貴重な御意見、御提案ありがとうございます。

10分たったのでここまでにさせていただこうと思いますが、幾つか質問がありましたので、事務局のほうで、現時点で答えられる範囲でお願いしてよろしいでしょうか。

○家庭支援課長 では、私から回答させていただきます。

まず、こども家庭センターの御説明をしましたが、子供家庭支援センターですね。児童福祉の相談機関としての東京都としてのスタンスというか、在り方でございますけれども、これまでも東京都では区市町村における児童福祉相談部門として、子供家庭支援センターを国の配置よりも手厚く加配して区市町村を支援するという取組を行っております。今年度もさらに連携を進めるために、新たな体制強化のための補助なども開始しているところでございまして、区市町村における児童福祉部門の窓口の位置づけとして、子供家庭支援センターは都として強化・推進しているところでございます。

その上で、児童福祉部門と母子保健部門との緻密な連携強化ということで、国のこども家庭センターという仕組みがあるものと認識しておりますのでベースとなる子供家庭支援センターの体制強化を図りつつ、この児童福祉と母子保健部門との連携強化のためのこども家庭センターの体制強化といったところも併せて進めていくということで、これから取り組んでいこうと考えているところでございます。

2点目としましては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の考え方に基づく児童相談所のケースマネジメントというところで、すみません、ここは御指摘のとおり、私、御説明した際に口頭でしかお話ししませんでした。児童相談所は児童福祉法に基づきまず家庭での支援を考えますが、それによらない場合、里親や児童福祉での措置を必要とする場合においては、ということで御説明したところでございまして、まずは家庭養育優先原則の下に立って理想のケースワークを行っていく、確かにそういったところでございますので、今後この分野をまとめていく上では、家庭養育優先原則の立場に立って、児童相談所としてどのようにケースマネジメントしていくかといったところも考えていきたいと思

っております。

それから地域の中で支援していく上で、家庭への支援、精神疾患やアルコール依存症等、様々保護者の側で抱えている課題の支援も重要でございます。この支援につきましても、

(1) のこども家庭センター体制強化事業でも、保護者側にスティグマを与えないようなケースマネジメント、アセスメントを行いながら、様々なニーズに寄り添って支援をしていくという中には、そうした保護者が抱える個々の課題、悩みにも寄り添って対応していくことにしております。そうした部分はまさに児童福祉部門と母子保健部門とが連携しながら支援していくことで、保護者に対してもきめ細かにフォローできる部分だと思っておりますので、そうした点も、これから都としても取り組んでいかなければいけない部分だと思っているところでございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

まだまだ意見交換したほうがよさそうですが、今日はここまでにさせていただいて、目標3、「家庭と同様の環境における養育の推進」の記載項目について、事務局から御説明をお願いいたします。

○育成支援課長 事務局、育成支援課から御説明させていただきます。

目標3、「家庭と同様の環境における養育の推進」については、大きく分けて3つの項目で記載しております。

一番は最初の「(1) 里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進」につきましても、まずは里親制度の認知や普及啓発を進めるということで、フォスタリング機関による地域での広報や出前講座なども行っておりますし、また、里親月間を中心とした体験発表会での取組やリーフレットやホームページでの広報、また企業とのコラボなどによる様々な普及啓発を行っているところでございます。

ただ、制度理解が十分かというところを考えますと、まだまだ理解が進んでいないところもございますので、さらなる制度の理解の促進が必要と考えております。

また、里親のリクルートに関しては、フォスタリング機関を中心に区市町村との連携ということで、基礎的な自治体との連携強化をしております。フォスタリング機関には区市町村連携コーディネーターを配置しておりますので、それぞれの地域の区市町村と連携した里親の新規開拓や普及啓発等の取組を行っておりますが、まだ少し自治体による取組に差があることを課題と考えております。

また、里親委託を促進していくというところでは、早期からの里親委託の促進

に向けては、里親委託率は少しずつですが、増加傾向にはあるのですけれども、特に乳幼児の委託率が低いという課題がございます。早期からの里親委託を進めるためには、ニーズに合った多様な里親の登録が必要ではないかといったところを課題と考えております。

今後の方向性としましては、さらに対象を明確にした効果的な広報や普及啓発の実施というところで理解を進めていきたいという点、また、区市町村との連携強化は今でも行っているところですが、さらにその辺りのリクルート活動を強化していきたいと考えております。

また、里親の認定や登録の在り方も、例えば更新期間等の見直しも含めまして、今後、検討が必要かなと考えております。

また、最近ケアニーズの高い児童の養育が課題になっておりますので、その辺りの研修の充実や里親の養育力の向上に向けた取組の強化が必要であると考えております。

次の21ページですが、こちらは計画記載の整備目標数ということで、里親の委託率、里親の登録数やファミリーホーム数、里親登録に関する児童福祉審議会の開催件数を記載しております。

続きまして2番目に、「（2）里親に対する支援」の項目でございます。

里親の委託を進めるに当たっては、里親等支援業務の包括的な実施体制の構築ということで、フォスタリング機関を設置しておりますけれども、そういったフォスタリング機関によって包括的な里親への支援を今、実施しております。令和6年度中に都全域でフォスタリング機関を設置することとしております。

最近、児童の養育に不安や悩みを持っていらっしゃる里親がいらっしゃることや、ケアニーズが高い児童が増えていてなかなか対応が難しい児童もいらっしゃるということで、フォスタリング機関を中心に里親の支援を充実させてはいるのですけれども、より一層里親の養育力の向上や里親の不安に寄り添った支援が必要ではないかというところが課題と考えております。

今後の方向性として、包括的で一貫した里親支援体制の構築に向けて、今、フォスタリング機関事業の着実な実施ということで行っておりますけれども、ここまで取組を進めてきておりますので、今後はそういった実績の評価や、それを踏まえて法改正によって里親支援センターが児童福祉施設に位置づけられておりますので、里親支援センターへの移行に向けた検討を行っていききたいと考えております。

研修やトレーニングも色々行っているのですけれども、未委託家庭への支援の実施や

研修やトレーニングの充実というところで、里親の養育力の向上をさらに強化していきたいと考えております。

また、関係機関の連携で、今、チーム養育ということで行っておりますけれども、より地域で里親を支援していく体制を強化していきたいと考えております。

また、ケアニーズが高くて対応が困難な児童がいるということで、不調ということも生じているのですけれども、そういった不調を未然に防ぐ視点を大事にしまして、レスパイト機能の強化や予防的な視点での支援を今後、行っていく必要があるのではないかと考えております。

次のページの整備目標数の記載については、里親支援センターの設置は今後、検討ということで考えておりまして、民間フォスタリング機関の設置は現在8か所です。児童相談所における里親支援体制の整備、研修の回数といったところは、今後、記載していく予定でございます。

最後に、「（３）特別養子縁組に関する取組の推進」です。

特別養子縁組に関して課題を幾つか整理しておりますけれども、まず、養子縁組里親の登録数は最近増加傾向にございます。ただ、養子候補者となる児童が少なくマッチングに至らない家庭、登録はしているけれどもマッチングに至らずにお待ちいただいている家庭もまだ多い状況がございます。

一方で、候補児童が挙がったときも、できるだけ早く里親のもとで委託を開始したいと思っはいるのですけれども、アセスメントやマッチングなど交流に少し時間を要して、早期の委託が困難なケースも存在するというのが課題となっております。

さらに、養子縁組成立後に視点を移しますと、養子や養親、実親への支援についてまだ十分なノウハウが蓄積されていない状況にございます。

これらを踏まえまして、今後の方向性としては、児童相談所のケースマネジメントの話とつながるところもあるのですけれども、実親による養育が望めない、ほかに養育できる親族がいない児童については、特別養子縁組を検討しまして、児童相談所長による特別養子適格の確認の申立てについても積極的に検討していく必要があると考えております。

また、乳児院や民間あっせん機関等の関係機関との連携を強化しまして、養親希望者と養子候補者となる児童の交流やマッチングはできるだけ円滑に行って、早期に委託できるような体制を進めていきたいと考えております。

特に新生児については、本当にできるだけ新生児のうちに養子縁組里親への委託を進め

られる体制を、これまでも取組は進めているところでございますが、さらに強化していきたいと考えております。

養子縁組里親に対しまして、養子縁組成立後も継続した支援を行っていききたいと考えておりまして、児童の家庭の状況なども踏まえまして、児童の生い立ちの整理のための個別支援プログラムというのは今も実施しておりますが、継続して実施していききたいと考えております。

最後のページはまた計画に記載する事項としまして、相談所を通じた特別養子縁組の成立件数、こちらは今後、調査の予定ですが、民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数は、昨年度54件となっております。あとは今後、調査予定となっている項目もございますが、調査して、この辺りは計画に記載していく予定でございます。

御説明は、以上でございます。

○新保部会長 事務局からの御説明、ありがとうございました。

続いて都留委員、武藤委員から、それぞれ3分で資料の御説明等をいただこうと思います。

都留委員からお願いしてよろしいでしょうか。

○都留委員 資料は先ほどのところを見ていただければと思うんですが、二葉乳児院と愛恵会乳児院の2か所で今、新生児委託を、この児童福祉審議会の専門部会の後に始めて、もう8年前に始めた部分になりますけれども、この取組自体で、新生児の間に委託されるようなケースは本当に飛躍的に伸びてきたところがあります。以前でしたら早くても4か月とか5か月で候補の方が出て、その後3か月ぐらいの交流を経てといったことで、とても早い時期に行ったほうがいいケースが時間を置いて行くといった部分があったんですが、この新生児委託によって早く行くようなことになったのは、とてもいいことだと思います。

その後の部分も含めて、乳児院とすればずっと支えていくところがありますので、サロンであるとか集まりを持って、その家庭で育てている児童がどんな形で大きくなっていくのかといったところを多くの里親たちと一緒に見ていって、里親たちも実感として、「あと2年たったらこれぐらいになるのかな」とか小学校、中学校、高校に上がった子供たち、「大人になってもあんな感じで里親と交流が持てるんだ」といったところを目の当たりにするのは、とてもいいことかなと思っております。

一方では、候補に挙がってもなかなか委託されないケースもあつたりしますし、特別養

子縁組の場合は、ある程度の覚悟を持って臨まれているところがありますので、引き続きその部分は大事なと思います。

あとは民間の部分で、里親たちのリクルートの部分を担うことが非常に多くはなっておりますけれども、その部分に関しては、里親支援専門相談員たちも外に出て働く機会が非常に多くなっている現状もありますので、それぞれの方の、お一人ではなかなか担えなくなっているような業務も増えてきているなという実感があります。

○新保部会長 ありがとうございます。

続いて武藤委員、お願いします。

○武藤委員 資料7の3に「家庭と同様の環境における養育の推進のために」ということで資料を入れています。

少し資料が膨大になったのは、私たちの団体の、東京都社会福祉協議会の児童部会の中に里親支援委員会というのがありまして、そのメンバーで今までずっと研究や話し合い、それから実践報告等々もしながら進めてきていますので、基本的にはその方々がまとめた資料ということで、少し膨大になってしまいました。

時間の関係から、項目だけ私から話をさせていただきたいと思います。

1点は、東京のフォスタリング機関のことです。法律が変わって今度、里親支援センター化するというので、それらへの未来図ということでタイトルをつけさせていただいています。

1点は、もう徹底して地域密接型といいますか密着型というか、そういうところに徹したフォスタリング、それから里親支援センター化していかなければ駄目なのではないかということで入れています。詳しくは資料を見ていただければと思っています。

もう一つは、フォスタリング、里親支援センターも含めてそうですけれども、今の東京都の実践の中では児童相談所の中に1パートということで、補完するような形で今、入っているのですけれども、里親からすると、もっと公的機関の児童相談所等から独立して民間性が担保されて、もう何でも相談できるというのですか、そのような体制にしたほうがいいのではないかという御意見もあって、今後5年間、それから10年後を考えると、このフォスタリング、それから里親支援センター化については民間性の優位性というのですかね、そういうものをもっと東京の中でも出していく必要があるのではないかということが2点目です。

3点目ですけれども、里親支援センター化する場合には、国基準でいくと職員が少し減

るような地区も出てくる可能性があります、里親が少ないところはもっと拡充しなければいけないわけですから、その体制を変えずに、今、8人体制で臨んでいるのですけれども、職員の充実と配置を、今後キープしていただきたいというのが1点です。

最後にもう一点、24ページですか、先ほど能登委員から話がありましたけれども、施設で里親のほうに措置移行したほうがいいのではないかと子供たちが結構いるのですね。半数ぐらいの子供たちはニーズがあるのではないかとということで、支援計画の中に立てるのですけれども、本当に10%ぐらいの子供たちしか実現していないということで、委託に至らないケースが非常に多いので、そこへの対応策という部分が徹底的に必要なのではないかとということで、資料もつけながら出していますので、御参照いただければと思います。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

残り10分ぐらいですけれども、能登委員、どうぞ。

○能登委員 今、都留委員と武藤委員から大枠の話はしていただいたんですが、私は里親の立場で色々リクルートとか措置変更の話、あとは一時保護についてのお話等をさせていただきたいと思います。

リクルートに関しましては、フォスタリング機関ができたことでよりきめ細かなリクルートがされるようになって、数としては増えてきているような状況はあるのですけれども、一時が過ぎるとまた同じように低迷してしまうといったこともあるので、その辺のところをもう少し増やしていくことを考えると、今のままのやり方ではなかなかうまくいかないこともある。リクルートするときに、里親の勧めが一番効果的だという話はあるのですけれども、今の子供の状況を見ていると、私たちがほかの方に「里親になってよ」となかなか言えない現状がありますので、そういったことで、措置変更とか一時保護のときの状況等も含めて考えていただきたいと思います。

リクルートの面では、少し大胆かもしれませんが、職業里親みたいなことも考えつつ、養護施設で働いた経験があったり保育所で働いた経験があって、そういうことをやってみようという人たちが里親になっていけるような、一定の里親手当を払っていただくようなことも一つの方法ではないかと思います。

それから最近、乳幼児のときから委託されて、思春期になって非常にうまくいかなくなって里親をやめたいといった話が増えてきているように思います。本当に嫌になるのかというと、そうではなくて、子供が思春期に色々起こしてくる問題に里親が耐えられないよ

うな状況があるので、例えば今の措置変更のように、施設に入れたらそのまま面会もできないし交流もできないという状況を変えて、1年間ぐらい施設に入れて、それで安定した関係が保たれるようになったらまた元の里親に戻していくというような、パーマネンシーに関わるようなことなども考えていくと、措置変更も、子供にも里親にもそれほどダメージが大きいものにならないのではないかと思います。

それから、今、一時保護委託からすぐに本委託にになってしまうような状況があるのですが、やはり一時保護委託と本委託とでは全く子供の状況も違いますので、一度はアセスメントをする意味で一時保護所なり施設なりで状況を見て、状況が分かった時点で本委託に変えていただくほうが一時保護委託からの不調を招かなくて済むのではないかと思います。

一時保護のときは全く、児童相談所もそうですけれども、里親に対しても情報がない中で、アセスメントもなく委託されるケースが多いので、その辺のところを工夫していただくと、里親の登録も増えるし不調も少なくなってくるのではないかと私たち里親のほうでは考えています。

○新保部会長 ありがとうございます。

関連する御質疑、ございますか。

○増沢委員 今、御意見をお聞きしていて、本当にそのとおりだなと思います。

やはり推進計画で大事にするのはアセスメント、私は一時保護やショートステイのときも、アセスメントできればその内容を子供たちが通う学校や保育所にも返してほしいと思います。アセスメントの何が大事かという、トラウマ症状をきちんと把握すること。日常の中で出ている、おそらくそこで暮らしの中の戸惑いがたくさん出ていると思うんですよね、里親たちは。食事のときに歩き回ってしまうだとか、食事を拒否するとか、お風呂も入ろうとしない。でも、それはもしかしたらお風呂で熱湯をかけられていたり、食事の場面で殴られているような子供のトラウマ症状の可能性がある。そういう子は保護された子供の中にはたくさんいますので、そういったトラウマ症状を読み取るアセスメント、これは欧米ではことのほか重視している点です。それとアタッチメントの形成状況。アタッチメントが十分育っていない人にいきなりアタッチメントをつくれと言われても、すごく難しいことなのです。だからアタッチメントに関する関係性のアセスメントがきちんとできていくような体制。

それと、今、里親からまずは施設に、そして施設に一時いた後にまた里親というお話が

ありましたけれども、これまたイギリスの話をすると、これは二重措置でやっていますね。里親委託しながら施設の高機能を利用して、そしてアセスメントの上で回復に向けた専門的な支援を行う。その間、週末は里親宅に帰るとか。そうやって里親の永続的な支援が保障できるように施設の支援が展開する。この辺りがパーマネンシーでは重要で。ところが、日本の場合は「こっちが駄目ならこっち」と移していくので、これがさっきから言っている人生の連続性を分断していくという話です。

確かに二重措置なんていう話をすると、そんなの無理だよという話がすぐ出てくるのですけれども、でも、世界はやっているという情報だけはお伝えしておきたいと思います。

○新保部会長 ありがとうございます。

関連する条項で、ほかに何かございますか。

○柏女委員 全体を通してでもいいでしょうか。

○新保部会長 どうぞ。

○柏女委員 短く申し上げます。4点あります。

1つは子供や家庭に対する支援体制の関係で、先ほど木村委員がおっしゃったことなのですけれども、ここについては今、こども家庭センターでケースカンファレンスに参加させていただいているのですけれども、祖父母の介護をしていたり、あるいは精神疾患の方々なども非常に多いので、そういう意味ではこども家庭センターだけで対応できるケースが全てではないと思います。重層的支援体制整備事業とかそうしたもの、その支援会議などを有効に使いながらやっていくことが大事かなと思います。包括的な分野横断的なシステムが取れるようにする必要があると思います。

2つ目は、家族の支援体制の中で、本当に大事なものはショートステイだと思います。都留委員もおっしゃったように件数が増えているということでしたけれども、非常に増えている感じですね。私が関わっているところでは1年で2倍近くに増えていっています。都内でもそうです。そうすると、これから国でもこれを強化するとなりますと、本当に人数が増えてくる。それから、繰り返しそれを利用して、週に1回ずっと利用しながらショートステイをやっていくことが家族維持につながっていくので、そういう意味ではパーマネンシーの、家族維持のためのショートステイを継続的に使うことも非常に大事だと思いますので、ショートステイの強化ということをしつかりと考えたほうがいいのではないかと思います。

やむを得ない理由だけではなく、言わば人間の業に合わせた活用が大事なのではないか

と思っています。

3つ目は、目標3の「(2) 里親に対する支援」のところですが、里親に対する支援をチーム養育でというのは、これはとても大事なことになるのですが、里親に対する支援は子育て支援のサービスを有効活用することがとても大事だと思っていて、例えば一時預かり事業やショートステイもそうですけれども、そうした区市町村が行っている子育て支援サービスを有効に使えるようにしていく。もう家庭支援事業で措置をした事例は利用料を取らないということなので、里親委託したケースの家庭支援事業はもう全て無料にするぐらいのことをやっていくことが、そして都としてそれを保障するといったことがあってはじめてチーム養育ができるのではないかと思います。

4つ目は特別養子縁組の関係ですが、里親支援センターは、この特別養子縁組の養子縁組成立後の支援はなかなかできないといったことが国のほうではあるようですが、国が駄目だからといっていけないことはないと思いますので、これは都が独自で、里親支援センターが養子縁組成立後の支援もできるようにしていくといったこともあっていいのかなと思います。

以上4点、全体にわたることでお話しさせていただきました。ありがとうございました。

○新保部会長　ありがとうございます。

もう全体についての話になりましたが、私、最初から気になっていたんですが、子供の権利擁護のところでは田中委員の発言の機会を確保できなかったもので、もしよかったらここでお話しいただいてよろしいでしょうか。

○田中委員　ありがとうございます。私も全体的にでよろしいでしょうか。

皆さんのお話を聞いていて、様々共感できることがありました。

最初の権利擁護に関しては、「資料はここにアップロード」というところの資料集の事業概要のファイル、「当事者である子供の権利擁護の取組の充実」のところに東京都としてやっていることがあるので、このガイドラインとか啓発文を皆さん見ていただいて、これをさらに進めていくというのは非常に共感しました。

また、母子生活支援施設の方にも参加いただけるようにしていただきたい。全ての子供に関わる人たちが参加できるような取組が広がってほしいなと思います。

増沢委員から移行期の保障というお話がありましたが、当事者としても移行は、色々措置が変更されるのは本人も仕方ないと思う部分はおそらくあると思うのですが、その理由を知らずにどんどん色々なところに行くというところが、きっと当事者としての生きづら

さにつながったりするのではないかと考えています。なのでそういった観点から、養子縁組のほうで生い立ちを知る権利のプログラムをやりましたと書いてありますが、当事者向けにも、そういった生い立ちを知る権利の保障みたいなところがここに入ってもいいのかなと思いました。

そうすると記録票の開示年齢をどうするかとか、そういう問題にもつながっていくと思うのですけれども、当事者からの権利擁護の取組で言うと、やはり生い立ちを知る権利を施設としても里親家庭としても保障していくことは大事なかなと思います。

先ほど柏女委員から、家庭維持のためのショートステイ強化というお話がありまして、私も最近非常にショートステイ事業に注目しております。以前こども家庭庁の方からレクチャーを受けた際に、ショートステイの利用状況ということで、すみません、資料は後日提出しますが、要支援児童、要保護児童1人当たりではショートステイは年間約0.39日しか利用していないという統計を見たときに、本当に必要な方に支援が届いていないのは全国どこでも課題なので、様々子育て支援メニューがあることはだんだん分かってきましたけれども、どう届けていくかというところと、やはり支援を受けることに対する、この領域で言うスティグマ、受けたら弱い人なんだとか、そういう思いを母親たち、そして子供たちも思う部分があると思うので、そういったハードルを下げたいよう都としてどう工夫するか検討していただけると嬉しいかなと思います。

最後の里親に関しては、能登委員の御意見に賛成しております。

里親には含まれないと思うのですけれども、世田谷区の社会的養育推進計画ではフレンドホームについて触れていたり、現状と、どうしていくかみたいなことに触れているので、そこも入れてもいいのではないかなと思います。

○新保部会長 貴重な御意見ありがとうございました。

全体としては今日の審議はここまでとなるかなと思いますが、まだまだ詰めていかなければいけないことがあるかなとも感じました。ありがとうございます。

それでは、事務局から連絡事項などお願いいたします。

○企画課長 ファイルの連絡事項の資料を御覧いただけますでしょうか。

本日、御意見をいただく時間は取れないのですけれども、前回の部会で頂戴した意見を基に、子供へのアンケート・ヒアリングの実施方法、アンケート項目についてまとめております。

記載の子供たちに対しまして、今後、アンケート・ヒアリングを実施していく予定でござ

ざいます。ヒアリングへの同席を委員の皆様をお願いする場合があるということで前回もお話しさせていただきましたが、今後もその場合についてはお願いすることになるかと思っていますので、また御連絡させていただきたいと思います。

アンケート項目についてですけれども、もし御意見がございましたら8月13日火曜日までに事務局まで御連絡をお願いできればと思います。別途メールでも委員の皆様にご案内させていただきますので、よろしくお願いします。

併せまして、本日、御意見をいただくお時間が十分取れませんでしたので、もし追加で御意見がございましたら8月13日火曜日までに事務局までお寄せいただければと思います。そちらもまたメールで御案内させていただきます。

今後の予定でございますが、第3回部会については9月6日金曜日、午後6時30分からの開催を予定しております。次回の部会では、冒頭にも御説明させていただきましたが、目標4から目標9について御議論いただく予定でございます。非常にボリュームがございますので、会議の時間につきましては3時間を見込んでおります。御了承いただければ、3時間お時間を取らせていただければと思っております。

なお、開催通知送付前にはなりますが、本日出欠の御回答をいただける方につきましては、机上に配付しております出欠届に御記入いただきまして、机上に置いたままお帰りいただければと思います。

また、次回の部会の内容について委員の皆様から事前資料がございましたら、以前メールで御案内しておりますとおり、8月9日までに事務局まで御提出をお願いいたします。短い期間ではございますが、よろしくお願いいたします。

○新保部会長 ありがとうございます。

本日の第2回専門部会はこれで終了とさせていただきます。

貴重な御質疑ありがとうございました。

閉 会

午後8時03分